平成31年3月29日 要綱第60号

(目的)

- 第1条 この要綱は、日本語での意思の伝達が困難な者(以下「要通訳者」という。)と行政機関等との間で行われる手続、相談又は面談(以下「手続等」という。)が的確な意思の伝達に基づいて行われるように、通訳ボランティアを手続等が行われる場所に派遣すること(以下「通訳ボランティア派遣」という。)により、要通訳者の円滑な日常生活を支援することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この要綱において、「通訳ボランティア」とは、次に掲げるものをい う。
 - (1) 市に登録をした2箇国語以上の言語の通訳をボランティアとして行う者
 - (2) 2箇国語以上の言語の通訳をボランティアとして行う民間事業者,特定 非営利活動法人等
 - (3) その他市長が認める者

(派遣先)

- 第3条 通訳ボランティアの派遣先は、次の各号に定める市が設置する場所とする。
 - (1) 市役所
 - (2) あいとぴあセンター
 - (3) 学童クラブ
 - (4) 保育園
 - (5) 子ども家庭支援センター
 - (6) 児童館
 - (7) ビン・缶リサイクルセンター
 - (8) 小学校及び中学校
 - (9) その他市長が必要と認める場所

(支援内容)

- 第4条 通訳ボランティア派遣の対象となる手続等は、要通訳者と市内行政機関等との間で行われるものとし、次の各号のいずれかに該当するものは通訳ボランティア派遣の対象としない。
 - (1) 市外への派遣が必要な手続等
 - (2) 専門的な知識が必要な手続等
 - (3) 営利を目的とした手続等
 - (4) 宗教活動を目的とした手続等
 - (5) 政治活動を目的とした手続等
 - (6) 娯楽性の高い手続等

- (7) 定期的又は継続的な手続等
- (8) その他市長が通訳ボランティア派遣の対象として適当でないと認める手続等

(登録資格)

- 第5条 通訳ボランティアに登録をすることができる者は、国際交流活動に理解 及び熱意を有するもので、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 2 筒国語以上の言語で日常会話及び読み書きができる者
 - (2) 18歳以上の者

(登録方法)

- 第6条 通訳ボランティアに登録を希望する者(以下「申請者」という。)は、 狛江市外国語通訳ボランティア登録申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、 通訳ボランティアの登録の可否を決定し、狛江市外国語通訳ボランティア登録 承認(不承認)決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとす る。
- 3 市長は、前項の規定により通訳ボランティアの登録が決定した者(以下「登録者」という。)を狛江市外国語通訳ボランティア登録者名簿(第3号様式) に記録するものとする。

(登録有効期間)

第7条 登録者の登録有効期間は、登録した日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、登録者から申入れがない限り、登録期間を登録満了の翌日から更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

(登録内容の変更)

第8条 登録者は、登録内容に変更が生じた場合には、狛江市外国語通訳ボランティア登録事項変更届(第4号様式)により市長に届け出るものとする。

(登録の取消し)

- 第9条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消 すことができる。
 - (1) 登録者から辞退の申入れがあったとき。
 - (2) 長期間にわたり理由なく連絡が取れないとき。
 - (3) 登録者が死亡したとき。
 - (4) その他市長が通訳ボランティアとして適格でないと認めるとき。
- 2 前項第1号の規定により、登録者が通訳ボランティア登録を辞退する場合には、狛江市外国語通訳ボランティア登録辞退届(第5号様式)を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により登録を取り消したときは、狛江市外国語通訳ボランティア登録取消通知書(第6号様式)により当該登録者へ通知し、狛江市外国語通訳ボランティア登録者名簿から削除する。

(登録の例外)

第10条 第2条第2号又は第3号に該当する者は,第5条から第9条までに規定する登録等については、適用しない。

(守秘義務)

第11条 通訳ボランティアは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。通訳 ボランティアを退いた後も同様とする。

(補償)

- 第12条 登録者は、通訳ボランティア派遣中に事故又は不注意により他の者に損害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。
- 2 市長は、通訳ボランティア派遣中に発生する事故等の補償のためにあらかじめボランティア保険に加入する等、登録者の負担にならないよう配慮するものとする。

(通訳ボランティア派遣の依頼者)

- 第13条 通訳ボランティア派遣の依頼者(以下「依頼者」という。)は、次の各 号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 要通訳者と手続等を行う行政機関等
 - (2) その他市長が通訳ボランティア派遣を必要と認めるもの

(通訳ボランティア派遣の時間)

第14条 通訳ボランティア派遣の時間は、通訳ボランティアと通訳ボランティア 派遣を利用する者が会った時から手続等が終了するまでとし、原則として1回 当たり2時間以内とする。

(通訳ボランティア派遣の依頼)

- 第15条 依頼者は、原則として通訳ボランティア派遣を希望する14日前の日(その日が狛江市の休日を定める条例(平成元年条例第3号)による休日の場合には、その日の直前の当該休日ではない日とする。)までに狛江市外国語通訳ボランティア派遣依頼申請書(第7号様式)により市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、 適当と認める場合には、適切な登録者を選出した上で、狛江市外国語通訳ボラ ンティア派遣依頼承認決定通知書(第8号様式)により依頼者に、狛江市外国 語通訳ボランティア派遣決定通知書(第8号様式の2)により選出した登録者 に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により申請の内容を審査し、当該申請の内容が不適当と 認めるとき又は適切な登録者がいないときには、狛江市外国語通訳ボランティ ア派遣依頼不承認決定通知書(第9号様式)により依頼者に通知するものとす る。

(通訳ボランティア派遣の中止等)

- 第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、通訳ボランティア派遣を中止し、又は通訳ボランティア派遣の承認を取り消すことができる。
 - (1) 依頼者が偽りその他不正な手段により通訳ボランティア派遣の承認を受けたとき。
 - (2) 登録者の身体、生命又は財産に対する危険を避ける必要があるとき。

- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めるとき。
- 2 依頼者は通訳ボランティア派遣を中止する場合には、派遣される日の3日前までに、依頼者から通訳ボランティア及び市長に連絡しなければならない。 (通訳ボランティア派遣完了報告)
- 第17条 登録者は、通訳ボランティア派遣終了後、速やかに狛江市外国語通訳ボランティア派遣完了報告書(第10号様式)を市長に対し提出しなければならない。要通訳者が無断で現れない等、登録者の責めに帰さない理由により通訳ボランティア派遣が中止となった場合も同様とする。

(謝礼)

第18条 市長は、前条の規定により完了報告書の提出があったときには、当該完了報告書の内容を確認し適当と認める場合には、通訳ボランティア派遣1回ごとに謝礼を登録者に支払うものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式から第10号様式まで(省略)